



NEWS RELEASE

国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先
(所属) 海事振興部船員労政課
(担当) 大樽、中原
(電話) 06-6949-6435

令和8年3月27日

近畿管内の船員の最低賃金が改正されました

近畿運輸局の管轄区域（兵庫県の区域を除く。）

近畿運輸局長は、近畿地方交通審議会（会長 小林 充佳）より、「近畿内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金」、「近畿海上旅客運送業最低賃金」及び「近畿漁業（沖合底びき網）最低賃金」の改正に関する答申を受け、答申どおり改正することを決定し、本日、近畿運輸局の管轄区域（兵庫県の区域を除く。）の船員に関する最低賃金を改正する旨の官報公示を行いました。

これにより、上記3業種に関する最低賃金は、下記のとおり改正され、令和8年4月26日（日）から発効することとなりましたので、お知らせいたします。（詳細については、別添参照）

1. 内航鋼船運航業及び木船運航業	職員	月額	11,000円	アップ
	部員	〃	11,000円	アップ
	はしけ長	〃	11,000円	アップ
2. 海上旅客運送業	職員	月額	10,500円	アップ
	部員	〃	10,000円	アップ
3. 漁業（沖合底びき網）	1人歩船員	月額	11,000円	アップ
4. 漁業（大中型まき網）	1人歩船員			変更なし

○船員の最低賃金について

海上労働の特殊性を考慮し、船員の最低賃金は、陸上勤務者の最低賃金とは別に定められており、船員の最低賃金に係る決定・改正・廃止については、国土交通省が所管しております。

○最低賃金の改正手続きについて

国土交通大臣権限に係る最低賃金の改正は交通政策審議会に、地方運輸局長権限に係る最低賃金の改正は各地方交通審議会に諮問し、当該審議会に設置される業種ごとの最低賃金専門部会により調査審議された後、当該審議会からの答申を受けて、改正の決定が行われます。

配布先：海運関係業界紙

船員最低賃金の適用業種

船員にかかる最低賃金の適用業種として、以下のとおり 3 種類が設定されています。
また、船舶の大きさや航行区域によって国土交通大臣が決定するものと地方運輸局長が決定するものがあります。

○内航鋼船運航業及び木船運航業(サルベージ業に従事する船舶を除く)

☆国土交通大臣決定（全国一律）

国内各港間のみを航海する鋼船で、沿海区域を航行区域とする総トン数 100 トン以上の船舶。

☆地方運輸局長決定

国内各港間のみを航海する船舶で、平水区域を航行区域とする鋼船、沿海区域を航行区域とする総トン数 100 トン未満の鋼船、鋼製はしけ、木船。

○海上旅客運送業

☆国土交通大臣決定（全国一律）

遠洋区域または近海区域を航行区域とする船舶、沿海区域を航行区域とする総トン数 100 トン以上の船舶で、旅客運送の用に供するもの。

☆地方運輸局長決定

平水区域を航行区域とする船舶、沿海区域（平水区域から最強速力で 2 時間以内に往復できる区域に限定されているもの）を航行区域とする総トン数 100 トン以上の船舶、沿海区域を航行区域とする総トン数 100 トン未満の船舶で、旅客運送の用に供するもの。

○漁業

☆国土交通大臣決定（全国一律）

かつお・まぐろ漁業、いか釣り漁業

☆地方運輸局長決定

沖合底びき網漁業／底びき網漁業、大中型まき網漁業

○適用地域

大臣決定に係るもの . . . 全国

地方運輸局長決定に係るもの . . . 地方運輸局管轄地域

令和7年度 最低賃金審議等状況

令和8年3月27日現在

	全国	近畿
内航鋼船運航業 木船運航業	令和7年7月17日 諮問 令和7年11月17日 答申 令和8年1月15日 決定公示 令和8年2月14日 効力発生	令和7年8月4日 諮問 令和8年1月28日 答申 令和8年3月27日 決定公示 令和8年4月26日 効力発生
海上旅客運送業	令和7年7月17日 諮問 令和7年11月17日 答申 令和8年1月15日 決定公示 令和8年2月14日 効力発生	令和7年8月4日 諮問 令和8年1月28日 答申 令和8年3月27日 決定公示 令和8年4月26日 効力発生
漁業（かつお・まぐろ）	令和7年7月17日 諮問 令和7年11月17日 答申 令和8年1月15日 決定公示 令和8年2月14日 効力発生	/
（いか釣り）	令和7年7月17日 諮問 令和7年12月11日 答申 令和8年2月10日 決定公示 令和8年3月12日 効力発生	
漁業（沖合底びき網）	/	令和7年8月4日 諮問 令和8年1月28日 答申 令和8年3月27日 決定公示 令和8年4月26日 効力発生
（大中型まき網）		諮問無し

全国 船員最低賃金一覧表

業 種 別		全国	
		最低賃金額 (効力発生日)	
内 航 鋼 船 運 航 業	職 員	月 額	276,450円 (令和8年2月14日)
		月額・船舶職員養成施設のうち 特定の養成施設の課程を修了した 後の勤務期間が、当該課程ごとに 定める期間に満たない者	260,000円 (令和8年2月14日)
	月 額 ・ は し け 長		
	部 員	月 額 ・ 海上経験3年以上	217,850円 (令和8年2月14日)
		月 額 ・ 海上経験3年未満	208,550円 (令和8年2月14日)
海 上 旅 客 運 送 業	月 額 ・ 職 員 (事務部職員)		273,250円 (令和8年2月14日)
			218,250円 (令和8年2月14日)
	月 額 ・ 部 員		210,400円 (令和8年2月14日)
漁 業 (かつお・まぐろ) (いか釣り)	月 額 ・ 一 人 歩 船 員		224,000円 (令和8年2月14日)
			224,000円 (令和8年3月12日)
漁 業 (沖合底びき網) (大中型まき網)	月 額 ・ 一 人 歩 船 員		

※船員の最低賃金は月額で定められています。

※近畿運輸局長決定に適用される区域は、兵庫県を除く近畿2府3県です。(兵庫県は、神戸運輸監理部管轄になります。)

近畿 船員最低賃金一覧表

業 種 別		近畿	
		最低賃金額 (効力発生日)	
内 航 鋼 船 運 航 業 木 船 運 航 業	職 員	月 額	282,500円 (令和8年4月26日)
		月額・船舶職員養成施設のうち 特定の養成施設の課程を修了した 後の勤務期間が、当該課程ごとに 定める期間に満たない者	266,050円 (令和8年4月26日)
	月 額 ・ は し け 長		282,500円 (令和8年4月26日)
	部 員	月 額 ・ 海上経験3年以上	223,750円 (令和8年4月26日)
		月 額 ・ 海上経験3年未満	214,450円 (令和8年4月26日)
海 上 旅 客 運 送 業	月 額 ・ 職 員 (事務部職員)		275,300円 (令和8年4月26日)
	月 額 ・ 部 員		213,400円 (令和8年4月26日)
漁 業 (かつお・まぐろ) (いか釣り)	月 額 ・ 一 人 歩 船 員		
漁 業 (沖合底びき網) (大中型まき網)	月 額 ・ 一 人 歩 船 員		231,000円 (令和8年4月26日)
			191,800円 (平成11年1月20日)

※船員の最低賃金は月額で定められています。

※近畿運輸局長決定に適用される区域は、兵庫県を除く近畿2府3県です。(兵庫県は、神戸運輸監理部管轄になります。)